

災害時等応急対策協力協定

たつの市水道事業所（以下「甲」という。）と新宮町上下水道工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、たつの市内において地震・風水害・その他による災害（以下「災害」という。）が発生、または発生するおそれがある場合において、甲が所管する施設の給水機能の維持・回復を図る為に、水道施設に対する緊急措置、応急給水及び応急復旧作業等、甲が行う応急対策の実施に対する乙の協力に関して、次の通り協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は給水区域に災害が発生、または発生するおそれがある場合で、水道施設に関して特に乙の出動を必要とする場合は、乙に対し応急措置の協力を要請することができるものとする。

- (1)給配水管及び、その他の水道施設の応急復旧に関すること。
- (2)道路漏水・水源池における流出水等の事故に対する対応に関すること。
- (3)応急給水に関すること。
- (4)水道工事用材料・工事用機器材の提供に関すること。
- (5)物資等の運搬及び、人員の派遣に関すること。
- (6)前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項に関すること。

（要請手続き）

第2条 前条に定める要請は、甲が災害の状況・場所・活動内容・希望する人員及び機材等について、乙に対し協力を必要とするときは、要請文書をもって協力の要請をするものとする。但し、緊急を要する場合においては、口頭又は電話等により要請を行い、事後に文書を提出するものとする。

- (1)被害の状況
- (2)第1条に掲げる応急対策の種類
- (3)応急対策を実施する場所及びその場所への経路
- (4)協力を必要とする人員・機材等の規模と種類
- (5)協力を必要とする期間
- (6)前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による協力の要請を受けたときは、速やかに応急措置を行うための体制を確立し、必要な人員・機材等を要請場所に派遣し、甲の応急措置に協力するものとする。

- 2 前項の規定に基づき出動した組合員は、甲の職員の指示に従い応急措置に従事

し、随時その活動の経過について、甲に報告しなければならない。

(業務報告)

第4条 乙は、前条の規定による応急対策業務を完了した時には、速やかに次に掲げる事項を記載した文章をもって甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策業務を実施した場所
- (2) 応急対策業務を実施した期間
- (3) 応急対策業務の種類及び効果
- (4) 応急対策業務に要した人員と使用資機材
- (5) 事故のあった場合は、その内容
- (6) その他、今後の参考となる必要事項

(連絡責任者)

第5条 応急対策の実施に関する事項の伝達、並びにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲・乙共に連絡責任者を定めておくものとする。

(使用資材)

第6条 応急措置に使用する資材は乙の保有分を使用し、不足分は甲の貯蔵品から支給する。

(経費の負担)

第7条 第3条の規定により、甲の要請する業務を実施した場合において、乙がこの協定に基づく応急対策に要した経費については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定により、応急措置に要した甲が負担する経費については、甲の積算単価に基づいて算出した額とする。

(経費の請求)

第8条 前条の規定により経費が確定した場合は、乙の請求に基づき支払うものとする。

(日報等の提出)

第9条 乙は、施工状況を記録した日報を、甲に提出するものとする。

(緊急出動等)

第10条 災害が発生し、情報の不足にかかわらず直ちに出動が必要な場合は、緊急突発修理登録組合員に対し、甲が直接出動を要請することができるものとする。

- 2 前項に係わる組合員は、災害発生と同時に次条に規定する第1次協力班として甲の指示による緊急出動が迅速に実施できるよう、自主的に準備するものとする。

る。

(協力体制)

第 11 条 乙は、この協定による協力が実施できるように、各組合員で構成する応急対策のための組織及び体制を整備し、且つそのための人員の配置と機材等の準備を図るものとする。

2 乙は、前項の組織及び体制のうち、緊急出動及び第 1 条第 2 号に関する協力を主要なものとする組織を第 1 次協力班とし、その他を第 2 次協力班とするものとする。

(人員・機材等の確認)

第 12 条 この協定による応急措置に出動させることができる人員及び機材等の状況については、水道工事業者の認可資料により、毎年甲において確認するものとする。

(災害補償)

第 13 条 この協定に基づいて復旧業務に従事した者が、本復旧業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(協定の効力)

第 14 条 この協定は、協定締結の日（平成 18 年 12 月 25 日）から効力を生じるものとする。

(疑義等の決定)

第 15 条 この協定に定めのない事項及び、この協定に疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

《付 則》

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲・乙両者記名捺印のうえ、各自1通を保管する。

平成18年12月25日

(甲) たつの市龍野町富永 1005-1
たつの市水道事業所
たつの市長 西 田 正



(乙) たつの市新宮町馬立 114-8
新宮町上下水道工事業協同組合
理事長 乾 昭 治

